

道路法第71条第3項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年1月22日

京都市長 門川 大作

次の高架下にある物件は、道路法第32条第1項第7号及び、道路法第43条の規定に違反しているため、所有者または占有者は平成28年2月5日までに除却してください。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却します。

1 除却すべき物件及び所在地

種 類	場 所
小屋及び小屋内部の物品並びに小屋外部の物品	上京区梶井町地内 (賀茂大橋高架下 橋脚及び橋台付近)

2 連絡先

京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課

電話番号 075-222-3561

(建設局土木管理部橋りょう健全推進課)